

令和 5 年度第 3 回新宿区障害者自立支援協議会
(障害者差別解消支援地域協議会)

日時 令和 6 年 2 月 9 日(金)
9 : 3 0 ~

場所 新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

○事務局(武藤) 時間になりましたので、「令和5年度第3回新宿区障害者自立支援協議会」を開催させていただきます。皆様おはようございます。本日は御出席いただき誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。机上には本日の次第、座席表、資料1、権利擁護検討部会での活動のまとめを置いております。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。大丈夫でしょうか。

○友利副会長 すみません、1枚ないです。

○事務局(武藤) かしこまりました。後ほどお持ちいたします。あとは大丈夫でしょうか。

本日の出欠の確認をさせていただきます。本日は5名の方から欠席の御連絡を頂いております。現時点での出席者は15名、委員の半数以上の出席がありますので、本会議の定足数に達していることをお伝えいたします。

それでは会議に移らせていただきます。三浦会長、お願いいたします。

○三浦会長 おはようございます。三浦でございます。皆さん御多用の中、お越しいただいてありがとうございます。今年度最後、今の任期の最後ということになるのですが、自立支援協議会の全体会を行いたいと思います。盛りだくさんですし、最後に皆さんから一言ずつお声をいただく予定となっているのですが、時間のお尻が決まっておりますので、2分以内でという感じでお話いただければなと思います。進行全体的な司りは、友利副会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○友利副会長 皆様おはようございます。今日はよろしくお願いします。この2年間の活動を振り返って、皆さまとその御報告、活動の内容等確認をしていけたらと思っています。次期につなげていけたらと考えております。最後の一言のほうは、必ず皆様の、専門の方々のお声を頂きたいと、いつもそれが楽しみでこの全体会を開催しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。時間に制約があるかもしれませんが、是非お願いをいたします。

それでは、2の議事に入りたいと思います。次第にしたがって進めますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず議事の(1)ですが、新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉施策の策定について、事務局の河田さんのほうから御説明等お願いします。

○事務局(河原) それでは、計画の策定について御説明をいたします。特に配付資料はございません。前回の協議会でも御説明しましたとおり、平成30年度からの10か年の計画となっております障害者計画の一部見直しと、令和6年度から令和8年度の3か年を期間とした、第3期新宿区障害児福祉計画課・第7期新宿区障害福祉施策の策定を行います。障害者計画は、区の障害者施策に関する基本的な計画となっており、今回グループホーム等の整備、改正障害者差別解消法などを踏まえた修正を行っております。

また、障害児福祉計画、障害福祉計画のほうでは、向こう3か年の必要なサービスの見込み量や提供体制の確保の方策、また国の基本指針を踏まえた新たな成果目標を設定しております。

この素案につきまして、昨年 10 月 25 日から 11 月 27 日まで、パブリックコメントを実施し、障害のある方やその御家族の方、関係団体をはじめ、区民の皆様から広く御意見を頂きました。

その結果の概要について、御報告をさせていただきます。パブリックコメントについては、意見の提出者は 16 名、意見数は延べ 150 件でした。また、この期間内に素案に関する障害者団体等への説明会を、合計 7 回実施しまして、伸べ 91 件の御意見を頂きました。御意見に関しては、全体的には防災関連、手話やデジタル支援を含む情報アクセシビリティ関連、また、ホームドア等のバリアフリー、短期入所等に関する御意見、また新新規開設のグループホーム等に関する御意見を多く頂きました。

また、自立支援協議会からは 6 月 8 日付けで、障害者施策に関する見解書という形で、政策への意見を取りまとめ、御提出をいただいております。見解書からの反映につきましては、前回の協議会でも御説明させていただいたとおり、家族への支援に関する個別施策の中で、夕方から夜間にかけての活動の場が求められていることについて、事業所開設の相談が区に寄せられた際には、ニーズを伝え企業の実施を働きかけていくということについての記載を加えております。

また、見解書の中でもありました、地域活動支援センターの運営等の課題につきましては、パブリックコメントでも多くの御意見を頂きました。この補助額の詳細につきましては、計画に記載はしませんが、区の対応の中で補助額の見直しを行っていく旨を、パブリックコメントへの対応として記載をしています。いただきました意見の要旨とそれに対する区の対応や考え方につきましては、3 月下旬頃に計画のコンテンツと併せて、区のホームページ等でも全て公開をする予定ですので、よろしくお願いいたします。以上です。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは、新宿区で策定中のこの施策等についての御質問や御意見があれば、よろしくお願いいたします。皆さんとまとめた見解書も、少し反映させていただいたということで、トワイライトの支援がもっと両立できるように考えて作ってくださったことは本当によかったなと思っているところです。内藤さん、何かございますか。

○内藤委員 友利さんを中心に、地域活動支援センターについていろいろ調べて、根拠も示して意見を出したということで、今伺いましたが補助額の見直しもあるということで、本当に活動していてよかったと思います。ありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございます。地域活動支援センターについては、障害を持っている方、持っていない方に関わらず、いろいろな生きづらさを抱えた方がフラットな形で相談できる場として、もっともっと改善されていくということ、1 つの目標と思っていますので、そういう施設に、社会資源になっていったら良いなと思っていますが、まだ道半ば、スタートしたばかりなので、皆さんとまた注視していきたいと思っています。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題にまいります。(2)地域生活支援拠点の評価についてということで、

これについては資料 1 を基にしまして、事務局の御説明からまずお願いします。

○事務局(武藤) 事務局の武藤です。地域生活支援拠点の評価について、御案内を私からさせていただきます。資料 1 の御用意をお願いします。資料 1 の詳しい内容については、後ほど石丸委員からお話がありますが、私からは事務的な部分の案内をします。資料 1 の総括表なのですが、これには各評価項目ごとに、委員の皆様が御意見を記述できる部分があります。御意見を記入いただいたものを、事務局宛てにメールやお手紙等でいただきまして、2 月 22 日を目処に締め切り、その後取りまとめたものを皆様にもう一度お送りする予定です。協議会后、詳しいメールを私からお送りいたしますので、また御覧ください。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは、資料 1 の御説明を石丸委員よろしくお願いします。

○石丸委員 皆さん、お早うございます。基幹相談支援センターの石丸でございます。座って説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

こちらの総括表ですけれども、国の規制の中で各地域で作った生活支援拠点については年に一度自立支援協議会の先生方の御意見を賜るようというように定められてございますので、こちらの資料を作成させていただきました。

まず最初に、繰返しにはなりますが、新宿区的生活支援拠点等の目指している姿という所を説明をさせていただいてから、細目についての御説明を加えていきたいと思っております。生活支援拠点というのは障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、5 つの機能を強化するために地域で担う拠点機能であるというように定められています。5 つの機能というのがその下に書かれている所で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを担う機関として定めていくものでございます。地域によっては、多機能型的生活支援拠点という形で大きなセンターをどんと建てて、そこでこの 5 つの機能を担っている所があるのですが、新宿区はもともと地域に存在しているそれぞれの専門的な機関に分担の御協力をいただいて、自治体と一体となってこの機能を果たす、そういう作り方をしております。それが横の右側のイメージ図になって、丸く隣接していくようなものになっています。

3 障害すべてに対応しているのが基幹相談支援センターです。ここでは緊急ショートステイの窓口として、緊急時の対応を主にやらせていただいております。身体障害の拠点は区立障害者センター、知的障害の拠点はシャロームみなみ風、精神障害の拠点は区立生活支援センター、この 3 つということで原点は基幹を入れた 4 施設で回すという状況です。この自立支援協議会の委員にも、基幹とこの 3 拠点到委員として参加をさせていただいておりますので、認定協議会の一部であるというような言い方もできるかと思っております。

令和 6 年度、今度の 4 月からになりますが、基幹相談支援センターに拠点コーディネーターという名称で配置をする予定となっております。この拠点コーディネーターというのは厚生労働省が急に定めてきたものではあるのですが、いわゆる緊急時の対応をするコーディネート機能を専門官を置いてやりなさいというものでございます。特に基幹相談支援

センターにまず 6 名配置、今も基幹のほうで緊急時対応をやっておりますので、その機能をこの名前を付けて行う形を考えています。

7 年度以降になりますと、知的障害の拠点が 1 か所閉館になる予定でございます。こちらは知的障害の方々の 24 時間の緊急連絡を合わせて、まとめて機能としてやっていただくことになっておりますので、特に機関が閉まっている時間、夜間帯や休日・祝日の拠点コーディネーター機能を持っていたきたいということで今調整をしているところです。まだ、こちらに関しては予定でございますけれども、新宿区が描いている姿として今回ここに記載をさせていただいています。

ここからはそれぞれの細目について、コアメンバーでまとめました内容について発表させていただきますので、発表を聞いて御意見等を先ほど武藤が申し上げました通り、メール等で御意見をいただければと思っております。ちなみに新宿区は、コアメンバーを誰がやっているかというところですが、地域生活支援拠点連絡会として 3 拠点で年間 3 回、顔を突き合わせて、平時の話であるとか、モニタリング検証などをさせていただいている中で、この連絡会の機能としてコアメンバーとしてこの話を議題に取り上げてやらせていただいております。

1 つ目の細目ですが、要支援者の事前把握及び体制ということになります。こちらはこの連絡会を通してやっているよということを書かせていただいているのですが、拠点の機能を新宿区は基幹が直営であるので、新宿区の基幹の持っている個人情報というのはすべて活用はできる形になっているのですが、多機能型で大きな施設を建てたりするとそこで区役所が持っている医療情報がないものですから、緊急の案件で困る方は事前に把握しなさいというのが国の指示となっているところです。ですので、新宿区に関しましては要支援者の情報は障害者福祉課内にある手帳台帳、医師意見書等の情報から、基幹相談支援センターを通じて各拠点に提供できる形を取っておりますので、ここに関しては今の時点では問題とは私たちコアメンバーは思っていないところでございます。ただ、今後の対応としまして、令和 7 年度から緊急床のコーディネート機能が、もう 1 か所新しく追加になる拠点到広がりますので、この区役所が担っている緊急のデータ提供についてどう考えていくかというのは来年、令和 6 年、また拠点のみんなと話していきたいと思っている次第です。

武藤さん、どうしますか。細目を一個一個切りますか、それとも連続でお話しますか。

○事務局(武藤) 連続で。

○石丸委員 連続で、はい。では次のページ、お願いします。

2 点目は、相談機能についてです。相談機能について、現状・課題に係る評価というところを見ていただきたいと思いますけれども、今現在取り組んでいることを書いています。今、精神と身体がそれぞれの拠点で 24 時間の電話相談がございます。知的障害者にも夜間・土日の障害者センター、生活支援センターの電話相談のような専門機関の相談窓口が欲しいという御要望を区民の皆さんからパブリックコメント等でいただいておりますので、こ

れに対して対応していかなければいけないというところが現状となっております。

今後の対応等です。令和7年度から知的障害者向けの24時間電話相談が開始されます。これによって、3障害すべてにおいて24時間、365日の窓口が整備されることを予定しております。今後、夜間に発生した緊急に対してこの3つの拠点がどう連携していくか、これが課題となってくるというように思っております。

次のページ、3番目、緊急時の受け入れ・対応というところになります。今年度、まだ2月というところで数字が出そろっていないのですが、令和5年12月末日までに今年度実績として、身体障害の方の緊急受け入れは0、知的障害の方者の緊急受け入れは9件に対応させていただきました。

現状です。新宿区では緊急対応の定義を、介助者の疾病・事故・出産、親族の疾病・事故、出産、また虐待対応による急な介助者の不在としています。御本人の疾病・事故等に関しましては、拠点でやるのではなくて医療機関にお繋ぎするということになりますので、飽くまでも介護している方のこういった問題に対して緊急で、「今日の夕方から預かってください」というようなものに対応した件数となっております。

緊急対応の相談を受けたケースはこれまでのところ、これまでのところというのは拠点を整備して以降を指しておりますが、すべて調整をしています。調整ができなかった方はいないというところを御報告させていただきます。

今後の対応です。とは言え虐待も含め、緊急対応、一時的に預ければ済むというような簡易的な対応では治まらないケースも出てきてございます。長期に渡る施設保護が必要な場合はこの3拠点ではまかない切れないところがございますので、区外、都外の障害者支援施設やグループホームと連携し、利用援助を行っております。また、長期に渡る児童の保護に関しては児童相談所に必ずお繋ぎするようにしています。ここで聞き取るだけ、対応が新宿区で完結できないというところが今後とも研究していく必要があると思っております。

次のページです。地域移行のニーズの把握ということになります。今年度の取組です。令和5年12月末までに入所施設から地域移行(グループホームへの入居を含むということになります)した障害者は身体障害者2名、知的障害者4名というように数字上はなっていますが、ここ、はっきり書かせていただきましたが、この6名の方、入院した方が2名と死亡退所が4名、施設から退所した人が6名いると言っても、地域での生活がスタートした方がこの時点ではいらっしゃいません。ちょうど1月の末にお一人、長野県にある身体障害者施設の入所施設から埼玉県グループホームに地域移行をした方がいましたので、そういった意味で国の目指す地域移行を達成した方は、今年度はこの方1人という形になると思います。精神障害の退院支援に関しましては、保健センターに精神保健福祉士を配置して実施しております。

現状です。施設入所者は今、高齢化、重度化の傾向がみられていて、なかなか住み慣れた施設から地域移行したいという声が上がりにくい要因となっております。現在、退所理

由の多くは死亡によるものとなっているのが現状です。今後の対応としてニーズ把握に努め、必要な情報提供を実施してまいります。入院退所の障害者の退院先に関しては、介護保険利用となるケースが多いものですから、介護保険課にも必要な情報提供を行ってスムーズな移行ができるように努めてまいりたいと思っております。おおむね、施設入所支援をしている障害者支援施設は3か月を越える継続的な入院の後、病状の悪化が見込まれて施設に入れない場合、すべての施設が契約解除というように、契約書に今銘打ってございますので、死亡退所がなくてもこの入院による退所というのが年間数件出てきているような状態です。大体そういう方々は、誤嚥性肺炎から入院が長期となる方がとても多くて、そういった形で、次の施設を探す時には介護保険施設になるというような現状がございます。

新宿区はそういった方、つまりどんな地方の施設に入っていらっしゃっても、介護保険というのは適用除外施設として地域の介護保険が使えないんですね。ですので、入院退所になる方が出た場合は新宿区が必ず要介護認定にうかがわせていただいて、要介護を取ってその後、進んでいく地域とつなげていくという形を取らせていただいておりますので、介護に移ったら新宿区は関与しませんよということはしていないということも、御理解いただければと思います。

次ページ、体験の機会・場の確保です。新宿区では区立障害者支援センター、区立新宿生活実習所、区立あゆみの家、区立障害者生活支援センター、新宿けやき園、シャロームみなみ風、そして児童に関しては、こどもソテリア四ツ谷さんさんハウス、グループホームではブルーム早稲田、これらの施設で体験の場として短期入所を設置しているところでございます。

短期入所に関しては、希望した日数すべて予約できない状況がありますという声が上がっているのも事実です。特に、区立施設の予約の方法が、月初めに電話の先着順ということになっており、この時間、どうしてもお迎えなどの送迎の関係でお母様がお電話できないとか、電話を掛けてもチケットぴあのようにつながらないというようなお声に関しては、やはり現状を検討させていただいて改善していく必要があるかと思っております。

今後の対応です。短期入所機能に関しては、今後も整備を検討していく必要性があります。令和7年度に開設する2つのグループホームに関しましては、短期入所機能を含蓄して提供してまいります。また、予約方法については、事業者との検討をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

続きまして、専門的人材の確保・育成です。新宿区では、専門的人材の確保に関しましては、研修コーディネーターというものをシャロームみなみ風に委託をしまして、専門性を向上するための研修を年間5回程度やらせていただいております。認定協議会の委員の皆様にも複数回御参加いただいたと聞いております。御協力、どうもありがとうございます。

現在、オンラインを使いましてハイブリッド、つまり対面とオンラインを併用して研修

を実施しています。参加していらっしゃる方々も、相談支援従事者から通所施設の職員まで様々な方が参加して職員交流のよい機会となっています。今後の対応は、取組を継続させていただきます。

では、続きまして9ページ、地域の体制づくりです。地域の体制づくりは、今年度も地域生活支援拠点連絡会を定期的を開催して、それぞれの機関やセンターで地域課題や要支援者等の情報連携をしながら共有をしてまいりました。そして、そこで出てきた様々な地域の問題や地域づくりに関わることを自立支援協議会に反映したいということで、自立支援協議会委員としても御参画いただいているところです。

現状です。協議の場を立ち上げて、顔の見える関係が構築されてきております。モニタリング結果の検証という形で、地域で各相談支援事業所が持っているケースについてもこの連絡会の中で共有することで障害別の支給決定の傾向であったり、事業所ごとの支援の差も見えてきている状況です。

今後の対応です。モニタリング結果の検証を通じて、地域生活支援拠点の専門性を地域相談支援事業所に還元していきたいと思っております。それぞれの相談支援拠点に出していただいたモニタリングの結果を、この連絡会の中でみんなで見直して、いいところなどを評価して実際にその相談支援事業所にお返しするという取組をさせていただいておりますので、そこをもう少し今後も継続して地域の方々の力になっていきたいと考えております。

次ページ、拠点等の運営状況です。運営状況の中で、国の定めているものは地域住民に対する周知・広報並びに関係機関との連携を構築していきなさいという内容になっています。ですので、この周知・広報のところを重点的にみんなで検討しました。基幹相談支援センターのパンフレットに、この拠点の相談窓口や24時間の電話対応等を明記して配布をしているのですが、すべての障害者の方にそれが行き届いているかというところややはりどうかと思う部分がございます。また、障害者の手引にも同様のページを設けておりますし、区のホームページからの参照も可能という一応整理をしているところでございます。

現状です。必要に応じてパンフレットを配布したり、周知には取り組んでいるところでございますが、「余り見たことないわ」というお声が届いているのかなというようにも思っています。今日、シャロームみなみ風さんがいらっしゃっていないのですが、シャロームみなみ風の、今年お作りになったカラーの素晴らしいパンフレットがあるのですが、そこには「地域との連携」というページを1ページ取っていただいて、この自立生活支援拠点の機能などを明記するページを作っていただいているんですね。それを区センターや生活支援センターさんとも一緒にみんなで見て、次に自分たちでパンフレットを作る時にはこういったページを作りたいねということも検討させていただきましたので、また来年には「こういう取組ができた」という御報告ができればいいなと思っている次第です。

以上、細項目について石丸のほうからさせていただきました。事務局にお返しします。
○友利副会長 ありがとうございます。ここで出た御意見等はこれに反映され、アップデートしていく形になると思います。ほかにございますか。なければ、次に移らせていただ

いてもよろしいでしょうか。

では、次に、(3)障害者差別解消啓発用パンフレットについてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(中野) 障害者差別解消啓発用パンフレットということで、前回、11月の協議会を実施した際、新しい改正法に伴うパンフレット作成に当たり、皆さんの御意見を募集しました。構成、掲載事例、キャッチコピー等のアイデアをお願いしたところ、委員の方と委員の方を通して当事者の方からも御意見を頂きました。ありがとうございました。また、今回の協議会に当たり、実施した運営会議の中でも御意見を頂き、とりあえず、今、頂いた御意見等、これまで自立支援協議会の中で話し合ってきた内容を含めたものを反映しながら作成を進めていきたいと思っています。折々、また御相談したいですし、御意見の中で、A3を二つ折りにしたものだけでは少しボリュームが足りない、もっと深めたいということでQRコード、二次元コードを活用し、詳細な説明が読めるようなものにしてはどうかというアイデアも頂きましたので、その辺りも検討しながら、今後、また御相談しながら進めていきたいと思っておりますので、とりあえず、何もない状態での御報告にはなりますが、今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○友利副会長 ありがとうございます。今後、また皆さんに御意見を頂きながら検討していくということで確認していただきました。これについて何かございますか。よろしいでしょうか。

では、次は(4)専門部会のまとめです。今期は地域における障害福祉の在り方を検討する部会、権利擁護検討部会、災害時等の支援を検討する部会、この3つの部会が2年間活動してまいりましたが、とりあえず任期が3月末ということで、任期も改正になりますので、3つの部会の部会長から簡単な御報告等を頂ければと思います。

まず最初に、地域における障害福祉の在り方を検討する部会は、昔はよく障害者計画の検討部会という形で、常時、この検討部会を開いて3年に一回、中身が改定される計画に対して見解書を出すとともに、その3年間、この計画が実際にきちんと実行されているかどうかを見ていきたいと思いますということで開催されました。本日は、今井部会長が所用で御欠席のため、友利から簡単に御報告いたします。

一応、見解書を提出し、先ほど施策推進協議会で策定中の計画に反映されている部分等の御説明が冒頭にありましたが、今後、これについて計画が出来上がり、それ以降、きちんと遂行されているのか、実際に課題について検討を継続しているのか、丹念に見て皆さんに御報告、御相談していきたいと考えております。今後とも、次の改定された委員となっても続けていってほしいと会長から承っておりますので御報告いたします。

次は、権利擁護検討部会です。早田委員から権利擁護検討部会での活動のまとめというA4、1枚の資料がございますが、これを基に御報告をよろしくお願いいたします。

○早田委員 権利擁護検討部会の部会長をしておりました弁護士の早田です。一応、活動のまとめということで書きました。協議会でも何度かお話には触れましたが、権利擁護検

討部会を立ち上げるに当たり、権利侵害だけではなく、明確な侵害とまで言えるかどうかは分かりませんが、でも、やはり周りからの支援が必要ではないかという権利擁護の観点からの関わり、フォローが必要なのではないか。そのようなところが見過ごされているのではないか、そのような部分について取り上げ、障害のある当事者の方たちの生きやすさにつなげられることができればということで検討してきました。

まず、そのような部類があることの認識、共有と、どうやってそれを洗い出していくことができるのか。そのような場面が、実際、権利侵害ではないので仕方ないと諦めて何も言わないのか。障害の有無にかかわらず、もう少し暮らしを良くするためにこうしてほしい、改善したいことがあるとは思いますが、障害があると更にそれが言いづらくなる。周りに表明したり要求したりしづらくなるところもあり、そのようなところをすぐにできるかどうかはともかくとして、言ってもらわないと分からないので、当事者がそれを言いやすくすることを前提として、まず、支援者のほうでいろいろ理解していきましょう。全部言われると大変かもしれませんが、それでも、できるところから進められるようにという感じで、この第三の場面ではありませんが、権利擁護が必要な場面をどう洗い出していくかが、まず、議論の出発点だったと思います。

その中で、それを分かりやすく皆さんに伝えるためにセミナーを実施したいという話をしており、昨年 12 月によりやく実施することができました。そのときには、ここにも少し書きましたが、私が弁護士という立場から法的な観点、憲法の観点も踏まえながらお話をさせていただき、いわゆる憲法上の人権というもの、裁判等でも人権かどうかといういろいろな裁判上、訴訟で争われている中でも、人権までは言えないと裁判所が判断したところもあるのですが、そのような場面でも法律上保護される必要はある。

人権侵害ではないが、法律上保護される必要はあると判断される場面等も幾つかあり、例えば、人の髪型、中学生を丸坊主にするのが人権として許されるのかどうか。20 年前、30 年前にすごく争われ、あるいは、中学生の制服を強制するのはどうなのかという話もあって残っていたと、そのときに、それが人権なのかどうかすごく争われて、さすがに人権とまでは言えないが、でも、やはり強制するのはよくないと、社会として丸坊主、髪型の自由が広がってきたと思いますし、制服ではない私服の学校もあり、制服のほうがお金がかからなくていいから楽だということも、いろいろな考え方はあります。ただ、それを強制するのはよくないとなってきたと思います。

あと、たばこのことも、昔はたばこを吸う権利があると言って、それも裁判で争われ、権利がないとなり、でも、保護されるようになっていたのですが、ここ十数年で、今度は逆にたばこを吸わないほうの権利に変わってきて、これを見ると人権や権利というのは、その社会、社会によって変わってくるものだということがすごくよく分かると思います。今、人権侵害だと言っていたもの、あるいは人権だと言っていたものが、10 年、20 年先にはコロッと変わってしまうこともあるし、いろいろな新しい権利、自分が自分らしく生きるために必要な守られるべきものがあるということ。そのような話をしました。

セミナーでは、三浦会長からも精神科のドクター、医師としての観点からお話をしていただき、その中でも特に印象的だったのは「自己覚知」です。その支援する人、当事者の人において、自分の行動、意見が、果たして、それが周りや客観的に見たらどうなのか。支援ができていると思ってやってはいるが、実際、客観的に見ると、そうでもないということがある。その覚知がないと改善できない。自分の行動について客観的に見ることができないと、なかなか改善することもできないのではないかという御指摘を頂いて、先ほどの権利擁護が必要な場面も支援者自身がどう認識しているのかが大事なので、そこは改めて見直すことが大事なのだというお話をしていただきました。

セミナー自体は、いろいろな異なった観点から内容の話と手段、方法の話と少し変わった切り口でできたのは良かったのかなと思っています。アンケートも頂き、その中には、コメント、意見、批判、幾つかいろいろな御意見を頂いたので、今後、それをどう活かすかはこれからの課題、次回以降に活かしていけるような方向でできればいいかなと思っています。以上です。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは、次に、災害時等の支援を検討する部会の部会長の河村副会長、お願いいたします。

○河村副会長 河村です。通称、災害部会と呼んでいる災害時等の支援を検討する部会について報告します。本日は資料はございません。本年度は部会開催は6月と11月の2回開催いたしました。御参加いただいた委員の皆様、報告者として務めていただいた皆様、ありがとうございました。

第1回では、1つ目の報告は御所産委員にお願いし、民生委員、児童委員の協議会会長をされている地区で、御自身が担当する地区の状況、住民を含めて、普段、災害にどう対応しているか。防災にどのような活動をしているかを中心にお話いただきました。もう1つは、石丸委員に町内の福祉部で災害弱者の安全・安心プロジェクトチームを作り、取り組んでおられる内容を御報告いただきました。

11月に開催した2回目の部会では、個別避難計画、基本的に新宿区ではセルフプランで皆さん準備をすることになっているかと思うのですが、在宅で人工呼吸器使用中の人の場合は、災害時個別避難計画を支援者の皆さんと当事者と一緒に作っていますので、医療的ケアを受けて在宅呼吸器を使用している方のお母様にお話を伺いました。

また、新宿区障害者団体連絡協議会（略称・障団連）の定例会の時間をお借りして、参加者の皆様から、日頃、防災で心掛けていたりことや不安に思っていることなどをヒアリングさせていただきました。年度内にまとめて書面で皆様に御報告できればと思っています。

さらに、区内の福祉施設、多くは指定管理施設の皆様、および工学院大学建築学部まちづくり学科の村上先生の研究室との合同会議の3回目、4回目に自立支援協議会宛に参加依頼がありました。3回目（10月6日）に河村と計画部会の今井部会長とで参加しました。4回目（2月2日）には、友利副会長と今井部会長とで御参加いただきました。以上、

簡単ですが本年度の報告といたします。

○友利副会長 ありがとうございます。今、先生がおっしゃられた福祉施設、大学による減災・防災に関する協議会ということで、2月1日に私も参加させていただきました。3回目と4回目の大きな違いは能登半島地震です。私たちも目の当たりにし、この震度6弱の地震がどのようなことを引き起こすか、日常生活を奪われた能登の皆様を目撃したことが大きかったのですが、目撃したことで何をすべきかというお話をしたのですが、各自治体やいろいろな所で作っている計画がこれでいいのかと立ち返ることが、まず大事だという話を皆様と確認しました。

今回の波形は戸建を壊すような波形、専門的に言うとそのような波形だったそうです。東京都内、新宿にも耐震の弱い所も、多分、たくさんあるのだろーと思います。そのようなとき、一次避難所、二次避難所といろいろな問題になってきていますが、何が一番現実的なのか、みんなで一緒に考えていけたらというようなお話をいたしました。因みに、私がとても興味深かったのは免震と耐震の違いです。皆様、御存じの方もたくさんいらっしゃるかもしれませんが、今の病院は拠点になるのでほとんど免震構造の建物になっており、この地震でもほとんど無事でした。でも、耐震は崩れはしませんが、つなぎ目がずれるのでほとんど使えないという、そんな興味深いお話もあり、ほとんどの事務所の大きなビルは新耐震だと思いますが、そんなお話も伺えて、自立支援協議会としての参加を続けていただければと思います。ありがとうございます。

この3つの部会の報告で何か御質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、(5)に移ります。(5)障害者自立支援協議会セミナーについてです。先ほど、早田先生も触れてくださいましたが、武藤さんから運営に関して等の御報告をお願いいたします。

○事務局(武藤) かしこまりました。武藤から障害者自立支援協議会セミナーについての御報告をします。昨年12月11日に、協議会が主催するセミナーを開きまして、登壇者として、三浦会長と弁護士の早田先生をお呼びしました。権利擁護や自己決定のテーマでお話しいただきました。会場及びオンラインで77名の参加者がいらっしゃいまして、大変御盛況いただきました。

セミナーについての御意見をたくさん頂きましたので、真摯に受け止めて今後のセミナー活動、協議会活動に生かすよう善処してまいります。以上です。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは御登壇いただいた、まず三浦会長、何か御感想ございましたらお願いします。

○三浦会長 感想というか内容の決め方なのですけれども、新宿に限らず東京都とかを含めていろいろなところがいろいろな研修事業をやっていますね。なので余り内容がかぶらないようにと思って、私なりにいろいろな研修の案内が来ると、どうしているのかを見ながら、結構抜けているところをやったほうがいいかなというような感じで、

自分の中で発想しています。

例えば私のような立場から、みんなに知ってもらいたいということはたくさんあるのだけれども、それは逆に私以外の誰かも同じようにほかの人に知ってもらいたいこともあるはずなので、私がというよりは全体の調和の中でテーマが浮かび上がってくるのを、私はどちらかというところこういう場合待つというタイプなので、それで結局セミナーをやるのに2年も3年もかかってしまった。

2、3年掛けてみんなの認識を抽出して行って、どうやらこの辺かなというところで、今回も内容を決めたということなので、そうすると次回のセミナーはまた3年後にお会いしましょうみたいな話になるのかもしれないですけども。

ただ、この前のセミナーは、いろいろなバリエーションをあえてつけたのです。だからそれぞれ切り口の部分だけだったので、深まりは当然必要なので、セミナーという形ではなくても、何らかの機会に一つ一つの単元の更に深めたバージョンの集まりもやってみるといいかなと、これは感想として思いました。以上です。

○友利副会長 ありがとうございます。早田委員、何か先ほどのほかにありますか。

○早田委員 特にないです。

○友利副会長 ありがとうございます。皆様から何かございますか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。2の議事に関しましては、この5つの項目で全て終了しました。

3の意見交換ということで、この2年間委員としての活動を共にしていただいた皆様の、一言ずつ頂きたいのですが、今日は2分は取れるということで、是非皆様の生の御感想やいろいろなことを伺いたいと思います。

あと11時に御用があって退席される渡辺委員、最初に御意見、御感想を頂けたらと存じます。お願いします。

○渡辺委員 障害者福祉課長の渡辺です。私は昨年4月に障害者福祉課長に着任しまして、役所に入区して障害者福祉に関わったことはおよそなくて、はっきり言って素人なわけです。その中、今年度計画の策定という大仕事もありまして、日々の業務をこなしながら一から勉強しているというような一年間でしたけれども、この様々な場で当事者の方だったり専門家の方にお話を聞く機会がありますけれども、この自立支援協議会でも本当に様々なお立場の方がいらっしゃって、お話を聞くだけで私は本当に勉強になりまして、そういった気持ちで参加させていただいているというような、まだ素人なわけですが、そのような大変有難いと思っています。

今年度末で、今回の任期は一旦終了ということになりますけれども、また様々なお立場で新宿区の障害者福祉の向上に御尽力いただければと思います。本当にありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございました。それではこちらのほうから、宮端委員から一言頂けますでしょうか。お願いします。

○宮端委員 新宿社会福祉協議会の宮端と申します。私も渡辺委員に続くわけではないの

ですけれども、昨年の4月に社会福祉協議会のほうに着任しました。一年間こちらの委員をさせていただいて、その前もこれもまた同じようになってしまうのですけれども、福祉分野の経験が全くない状態で社会福祉協議会のほうに着任して、この協議会ももちろんですし、本当にいろいろなことが初めてのことばかりで、大変驚きの現実といいますか、そういうものをたくさん体験させていただくことができました。

そのような中で、皆様からもいろいろな情報を頂きましたし、御意見も頂いて、自分の中で咀嚼しながら日々業務に励んでいるところなのですが、社会福祉協議会のほうでも来年度4月から、新しい第5次経営計画を今策定中ですが、それをまとめて令和6年度から進めていくということになるのですが、その中でやはり地域づくりの支援というのを大きな柱にしています。

地域の中でも、これまでの委員の皆様の中でも、この社協の中での計画策定に御協力を頂いて、いろいろな御意見を頂いた方もいらっしゃると思いますが、やはり地域の中で皆様のような専門職の皆様と、地域住民との接点がなかなか十分でないという御意見が、やはり多いのです。

支援する側の専門職の皆さんと、支援する地域の皆さんとの出会いの場というのか、いろいろなところでお互いを知って、いろいろな情報交換であったり連携をしていかなければいけないのだけれども、やはりその仕組みが十分ではないというようなことも、かなり強く皆さんから御意見を頂いていました。

その辺をこれから新しい経営計画の中でもそうですし、どうやって仕組みを構築していくか。そのような中で、やはり日々の学びだったり気づきだったりするものを一緒に共有していく、その仕組みを構築していくために、私どもももちろん一生懸命具体策を検討していくのですが、その中でも、また協議会の皆様にもいろいろ御意見を頂いたりすることもあるかと思います。

また、そういうことを実際に進めていく中で、我々社協の職員の人材育成というのがものすごく、こちら皆様からもいろいろ御意見を頂きますし、もちろん今、福祉業界全体の人材不足的な話もあったりして、人材の確保であったり定着であったり、育成というようなそういうものがやはり大きいと思っています。

我々社会福祉協議会の中でも、この人材を地域の中での活動によって育っていくという部分もあったりします。そういう人材育成の仕組みも、これはもう本当に内部的な話になりますけれども、社協の中でもきちんと考えてやっていって、こういう社協の職員の活動によって、社会福祉協議会の存在をPRしていくということも、取り組んでいきたいと思っています。まだ1年目の本当に至らぬ点ばかりの私の協議会での活動でしたけれども、引き続き皆様にもいろいろ教えていただきながら、一生懸命取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○友利副会長　ありがとうございます。それでは地域の住環境にお詳しい山本委員、お願いします。

○山本委員 障害の中に最近私も高齢になってきて、回りに認知、痴呆、こういう方がすごく多くなっているのです。ちょっとお伺いしたいのは、障害者の中に認知の方は含まれるのですか。

○三浦会長 認知症は精神疾患のカテゴリーに入るので、精神疾患の障害福祉領域の対象にはなりえると思います。そうして見ると障害を持っているというふうに。

○山本委員 そうするとこの今の部会の中の、一つのテーマにもなるということですね。

○三浦会長 ただ医療的な側面も結構あるので、この部会でも取り扱うといいかもしれないし、若しくは健康部のほうで医療のことに従事している区内部署、若しくはそれが所管する会議でも話し合われる題材かもしれないですね。あとは高齢者福祉ですね。

○山本委員 私も高齢になってきまして、認知、忘れっぽくなっているのです。うちの家内も非常に心配して相談したのです。私は住居が豊島区にあるのですけれども、そちらの区役所に相談しましたら、分かりましたということで、つい最近専門の方がうちに来てもらったのです。最近のことですけれども相談に乗ってくれて、その次のステップ、そういうのを案内してもらったのです。

ちょっとお伺いしますけれども、新宿区は訪問して聞くというのはやっているのでしょうか。

○友利副会長 事務局のほうでよろしいですか。健康部か高齢福祉ですか。

○石丸委員 基幹相談支援センターの石丸のほうからお答えします。今多分お話いただいたのは、地域包括支援センターの職員がいらっしゃったのではないかと思います。新宿では地域包括支援センターを高齢者総合相談センターという名前で運営していきまして、高齢期において御心配なことがあったり、御病気の御相談をしたいという場合に、御連絡いただきますと、センターの職員が来て、要介護認定を御案内したり、今後のサービス利用について御案内する制度がございます。

こちらは制度利用というところについては、高齢者総合相談センターですし、御病気の直接の相談となりますと、病院、クリニックなどにかかっているという形になってまいりますので、新宿でも訪問させていただいていると回答させていただきます。

○山本委員 そうなんですね。この部会の情報の一つの元にもなるということですね。そういう訪問している。かなり訪問すると生の声が我々も相談できるわけですね。それを是非その辺も含めて、この相談の制度を御検討いただきたいということです。よろしくお願いします。

○友利副会長 ありがとうございます。健康部の小川係長、何か認知に関して付け足すことはありますか。

○保健予防課保健相談係長 石丸委員のほうからお話がありましたが、地域包括支援センター、高齢者総合相談センターというところが相談の窓口になっていきまして、そこで専門相談をやっていて、アウトリーチさせていただくようなこともやっています。

そこと連動して精神疾患が強い場合は、健康部保健センターも一緒に協力して連携して

支援させていただいていますので、是非窓口のほうに御相談いただけたらと思います。

○三浦会長 今お二人の話を聞いて思ったのは、今、健康部のほうで精神を検討する協議会では、地域でどうやってケアしていくかという話があって、その話合いの中で患者さんたりえる人とか家族とか、若しくは治療とか支援に当たる人だけではなくて、地域社会全体がどう理解して受け入れていくか。多様性などみんなで一緒に生活していけるかという、地域共生社会、共に生きる共生社会というのが一つのキーワードで検討を進めています。

例えば、認知症を持っていたとしても安心・安全、楽しく有意義に過ごせる社会というのは、別に認知症の方だけが変わらなければいけないというものではないわけです。ですから地域社会作りも引き続き、いろいろな場面場面で検討していきたいと思っています。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは、計画相談のほうを御専門の八角委員、お願いいたします。

○八角委員 相談支援専門員の八角です。私はこの協議会に出席させていただいて、どちらかと言うと学んだことのほうが多くて、貢献は余りできていなかったかなと思うのです。新宿区は本当に研修制度がすごく充実していると思います。私どもの事業所のスタッフも全員参加させていただいて、自分の支援を振り返ったりとか、基礎のアップをさせていただいています。それは本当に有難いと思っています。

私のほうは主任相談支援専門員として、新しく相談支援専門員を目指す方ですとか、それからあとは、これから石丸委員と相談しながら、主任が何ができるかということをお話合っていく予定です。委員をやらせていただきまして、どうもありがとうございました。新宿区のこといろいろ分かりました。どうもありがとうございます。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは石丸委員お願いします。

○石丸委員 基幹相談支援センターの石丸です。基幹相談支援センターの本当に一番大事な役割というのは、支援者を支援することだと思っていて、今八角委員からもありましたけれども、様々な専門家の皆さんたちが学びの機会を得られるような、連絡会や研修会などに力を入れてやらせていただいていたところですよ。

でもそれを振り返って考えると、では基幹で私たちの支援は誰がしてくれるのかなと思う部分も時折あるのですが、きっとそういった私たちにヒントを頂けるのが、この自立支援協議会なのだろうと思っています。部会の活動も含めて、私も学びを深める機会がたくさんありました。参加させていただいて、どうもありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは高橋委員お願いします。

○高橋(秀)委員 高橋秀子です。私は一応この協議会には行政相談委員という立場で参加させていただいています。多分行政相談員と聞いても何のことだということが多いかと思うのですが、月に2度ほどは1階のロビーで5人、人口5万人に1人という新宿の場合6人いますので、持回りで2人ずつ金曜日の午前中から1時から4時まで、1階のロビーで相談を受けています。

ただ、行政相談と言いましても、通った方も何のことだという感じで、本当によろず相

談、本当にお声掛けいただければ先ほどおっしゃった電話の問題の方とか、先ほど言った言葉で言うとクレーマー的な方も、同じ方が何回も来る場合もあります。

そういうのを受けている中で、極端な話、結論は出せない。ただ最終的には国の問題であれば総務省の管轄になるので、一応意見という形で意見を上げることは可能な場合もありますので、もしあれば行政評価事務局というところが新宿区のやっちゃ場の近くにあるのですけれども、そこに持ち込んでいただいてもいいですし、それぞれの省庁につなげてこれはどうなっているかということを知ったりすることは、可能かと思います。

私は一応行政相談員という立場で来ていますけれども、現実的には 365 日、朝夕昼間と、365 日人の手を借りての生活を確立できています。やはりその中でヘルパーさん自体の声も聞きますし、もちろんこういう話をしてはいけないということは分かった上で、ここだけの話ということで聞くことはたくさんあります。その中にも、介護保険の利用者さんに行っている場合もあれば、障害の形で行っている方もあれば、私の場合は 40 歳の介護保険が始まったときから介護保険優先で、障害の福祉の利用もするという両方なので、なかなか介護保険と傷害の制度の利用とかについても、現実的にまだまだケアマネさんたちも分からない方も多いですし、その都度実際のことをこうなんですよということはお伝えしながら、理解いただくという形をとることにしています。

ヘルパーさんも分からないと思います。例えば人材不足ということに関しては、本当に日々ひしひしというか、2 年後生きていられるだろうかぐらいの感覚はあります。ただ自分で解決できることではないので、それを今後どういうふうに私たちは、それはもう先ほど言った認知の問題もそうですし、地域としてどう支えられるのかというのは、本当に具体策というかそういうものを見つけるというより、まず地域自体で相互理解というか、一人の、さっきの人権の問題とも関わってきますし、一人の人としてどういうふうに社会生活の中でいろいろな人がいるのだということを、啓蒙もなかなか難しいです、本当に。

ただやはり私たちみたいな者が逆に外に出て目立つというか、目立たなくてもいいのですけれども、行くということがまず必要ではないかとは、いつも感じています。極力外にできるようにはしていますが、やはり年齢とともに認知機能的なものも不安になってきます。ただいつもすれ違う住民の方たちとは、なるべく声を掛けるようにしたりとか、そういうことでしか地域の理解を得られるような形にはなっていないのではないかと思います、やれることをやるという感じでしょうか。すみません、自分のことになりました。ありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは大丈夫ですか。

○事務局(武藤) 課長と河原が退席します。

○友利副会長 それでは身体障害のほうの計画相談をされています塩川委員、お願いいたします。

○塩川委員 新宿区立障害者福祉センターで主任相談支援専門員をしています塩川と申します。2 年間、本当に勉強させていただきまして、ありがとうございました。私もこの会

議の話は実務に直結していますので、いつも自立支援協議会に出席させていただいた後は、これもやらなきゃ、あれもやらなきゃという形でやらなければいけないことが本当にたくさんあるなというふうに思いながら参加させていただいています。

私の相談を受けている中で、やはり今年度は非常に緊急の要請、緊急ショートステイが必要な方が多かった年だったなというふうに思っています。新宿区立障害者福祉センターは、身体の方の拠点にはなっていますが、実際に担当している方々の半数以上は知的障害を持っている方になっています。8050 問題が騒がれている昨今ですが、親御さんがどちらかが死別されて、母子家庭、父子家庭になっている方が非常に多くなっています。その中、重度のお子さんをお父さん、お母さんが一人で見ているというような形で、そのお母さん、お父さんが急に具合が悪くなったときに、緊急でどこかに行かないと生活ができないという方々を担当させていただいています。

先ほど、石丸委員からも地域拠点の話がありましたが、最近であれば日中、B 型の作業所に行っている方が 5 時前だったのでよかったのですが、急にお父様が緊急搬送になられるということで、具合が悪くなって、お母さんが一緒に付き沿うという形で、救急車等の乗ったり、病院に行く。子供は 4 時に帰ってきてしまう、なので 4 時までにその子をどこかに預けなければいけないということで、午後の時間を基幹センターのほうにすぐ連絡させていただいて、4 時まで残り 1 時間というところで作業所とも連携しまして、すぐに緊急のショートステイを見付けていただくということがありました。場所があっても、そこまでどう行くかなど、いろいろな問題があったり、薬はどうするのか、着替えはどうするのかというような形もありましたが、そこから週末も含めて緊急でショートステイを使わせていただいて、何とか今、自宅には戻ってはいますが、まだお父様は退院していないのでお母さんは病院にちょくちょく行かなくてはならない。その間は留守番もできないので、作業所に行っている間にお母さんは病院に行くなど、そういう形で今、何とか動いている方もいます。その方も含めて、5 人以上、今年は緊急で使わせていただいています。

そういうことも含めて、今後も拠点で話していかなければいけないなと思いながら、以前、作成したクライシスプランなども、どのように活用していけばいいのかというところも含めて、話していければいいかなと思っています。

あとは昨今の IT 化が進みまして、スマホを持っている知的障害の方も多くなっていますが、やはり先ほど山本委員からもありましたように、スマホを持つことで犯罪がすごく身近になっているなというふうに思っています。アプリを入れるだけで詐欺につながってしまったり、マッチングアプリを入れることでホスト等からの声が掛かるなど、そういうところがすごく身近になってしまっていて、本人の権利、遊びたい、自由にしたいという権利と本人を守るというところが、目には見えないところで動いてしまっている。私もスマホを持っているので、しょっちゅう詐欺のようなメールが入ってきます。

私はそれを開かないというところを徹底していますが、やはりそこをクリックしてしまっただけで連絡を取り合ってしまうというような形で詐欺に引っ掛かりそうになった、引

っ掛かってしまったというような案件も出てきています。先ほどの犯罪というところのお話もありましたが、今、非常にその犯罪が身近になっているなということを、昨今の状況で思うところでしたので、御報告させていただきました。

○友利副会長 ありがとうございます。では内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員 新宿区手をつなぐ親の会の会長です。知的障害の親の会です。自立支援協議会は運営会議や専門部会、本会など、昨年もそうですが、会長、副会長を中心に 本当にたくさん集まって、よい活動をされているなと思います。私は専門家ではないです。ただの親なのですが、こういうところに積極的に参加させていただいて、本当に学ぶところが多かったです。研修も自立支援協議会のメンバーは参加できるということで、シャロームの研修も本当にたくさん参加させていただきました。本当に役得だなと思って嬉しく思います。

新宿はかなり福祉の体制は私は整っていると思っています。ただ、これが一般の方や障害のある人、また障害のある人の家族が分かっていないという。この自立支援協議会の存在も分かっていないという感じなのです。そのためにやはり、最後は福祉課が何とかしてくださると思うのですが、そういうことが分からないで本当に不安だけ募っている御家族の方がとても多いです。ということで、私は考えました。今月の親の会の会報に、自立支援協議会と地域生活支援拠点について、取り上げさせていただきました。記事として書かせていただきました。きちんと小林さんにも確認させていただいて、やはり知ることの方が大事だと思うので、広くこれからもこの活動を周知させていただきたいと思っています。本当に2年間、ありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは門脇委員、お願いいたします。

○門脇委員 新宿養護学校の校長の門脇です。私に入ってくる情報は学校ですから、保護者からまず入ってきたのが、医ケア児が全員学校に通えないのはなぜなのか、またはこの子たちが進学する場所が都立の学校しかないのかなど、1つの都しかないのか、またはゆくゆくは新しい学校を作るのだろうか、そこにどうやっていけばいいのか。更には、この後、施設に入るのか、グループホームに入るのか、そうでない場合はどうするのか。教育の私の分野ところで、それをどう答えればいいのか、大変悩みました。

でも、ここに来て、皆さんの意見を聞いていると、それを支える側のこの仕組みというのはこれだけあるのだなと、今、内藤委員も言っていましたが、保護者のほうが余りなかなか知らないし、もしかしたら私は学校の立場からそれを伝えていく術を持っていないのかもしれない。そこを今、話題になっている障害者支援法、差別解消法、又は権利擁護など、いろいろなキーワードを頂いた中で、それを今度はうちの職員にどういうふうに分かりやすく砕いて保護者に伝えるか、または私の口から伝えるかというところで、いっぱいヒントを頂いています。恐らく私の立場から、この新宿区に返せることというのはやはり保護者の福祉、教育、医療、これがつながっていく中で初めてお子さんの将来と一緒に考えていけるのですよということを発信していくことなのではないのかなと。多分、そうい

うことをする中で、私の所は身体の子を抱えていることになりますが、でも私の立場からすると特別支援教育を進める学校の校長だというのであれば、それは精神であっても、または知的であっても、学校の中で特別支援教室があります。学校という小学校、中学校の中には、また……の固定があったり、また知的の学校とつながっていくこともあります。というものでは、広くここで耳にしたことを分かりやすく発信していくことは、私の役目ではないのかなとすごく感じる事ができた場であったなと。

ですから、今日も私はこういう会に行ってくるよと、9 時に出るから、ごめん、子供たちのお迎えに外には出れないから、そのまま行くからねという形で、教員は分かりましたというふうになりました。この自立支援協議会というものがあること自体を、うちの教員はやっと理解してくれました。ですから、内藤委員と同じように、ここをどう発信していくかを具体的に「学校だより」や保護者会などで伝えていきたいと思っています。そういう意味では、貴重な時間をありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 障害者生活支援センターの山崎です。私は何回か前の会議のときに、うちの利用者の不動産探しが本当に大変だというふうなお話をさせていただいたと思いますが、そこで去年、うちの利用者さんのアパート探しがあって、緊急連絡先がない方でどうしようかという話で、一応、以前からちょっといろいろと照会させていただいていた不動産屋さんに連絡させていただいて、状況もお伝えした、こういう方なのですがということで、分かりましたということで、すぐ受けていただけたのです。内見もさせていただく物件もあって、ただ御本人がちょっとここはとなつて、生活保護を受けられている方で難しきう、その後、苦労するのだろうなと思つたら、ちょっと待っててください、多分、物件は空きますようというふうな情報までいただいて、待っていると昨年に物件を御紹介いただいて、契約までまとまりました。最近、緊急連絡先ないとかかなり難しいですよというふうな状況にはなつてきているというのは、伺つてはいたのですが、そのときに訪問看護は入りますかなどを不動産屋のほうからしていただいたりなどして、やはりうちのセンターの支援や地域の支援というものを少し理解していただけているのかなと、そうすると 24 時間など、何かあつたときには対応していただけるのですよねということで、ですので、そういうところの安心感というのは多分、大家さんに伝えやすいですということで、そういうところのこちらの支援の仕方であつたり、役割などを理解していただく中でのつながりがいきた形かなと思っています。

ですので、非常に地域とつながっていることというのが大事だし、やはり地域に知っていただくこと、うちのセンターもそうですが、こういうことが顔のつながりということは本当に大切だなと感じさせられました。ですので、うちのセンターも含めて、やはり地域に知っていただきたいということで、今後つながりを広げていきたいと思っています。そういうことをこの場でも発信できたのか、どうなのかなと、今後、もし機会がありましたら今後ともよろしくお願い致します。

○友利副会長　ありがとうございます。では、早田委員、お願いいたします。

○早田委員　弁護士の早田です。法律を一応、専門に扱っているという立場から障害者権利条約ができたり、それに伴って障害者差別解消法、あるいは障害者雇用促進法の改正などがあって20年前、30年前から、ここ5年、10年ぐらいになる中でその障害がある人を取り巻く環境というのは、随分変わってきて、僕らが小さい頃るときよりも割と外でも障害のある人が普通に買物をしていたり、あるいはスーパーでレジなどの仕事をしていたりということをよく見るようになってきて、社会もすごくどんどん変わってきているのだろうなと思っています。そうした中で、やはり障害のある人でも生きづらさを抱えている、抱えやすいから、それをどうやって、少しでも、多分、差別などを完全になくすのは本当に困難なのだな、ないのだろうなと思いつつ、少しずつでもできるところから減らしていったら、差別されつつもそれを跳ね返すというか、何とか生きていけるような、そこはでも障害があるなしにかかわらないとは思っているのも、同じように生きていけたらいいかなとは思っています。

やはり法律なども変わっています。それで障害者差別は駄目です、禁止ですというふうに言って、パンフレットなどでも分かりやすくいろいろ周知していただいています。ただ、そういう絶対に駄目だということもあれば、できれば合理的配慮、できるだけ改善していきましょうという程度問題はあるので、そこをなるべく改善できるように、本人が改善してほしいと言いやすいように、やはり障害のある当事者だと支援者に支援してもらって、支援者という言葉から支援してもらっているという立場だと、なかなか意見を言いにくいということはあるのかもしれないけれども、でもそれは言ってくれないと分からない、言わないと伝わらないからねということで教えてというのを、何でもいろいろな意見を言い合えるような、そういう環境が少しでもできたらいいかなと。

あと、この協議会はそういう意味で当事者、あるいはその分野の支援者では気付かないことも、率直な意見交換をすることで、今まで見過ごされていたことがこんなに問題だった、あるいはこんなによいことだったということ、ちょっと立場が変わると改めて気付いたりすることも、ものすごく多いと思うので、そういう意味ではすごくよい場だとは思っていますので、引き続きこういう協議会は活発に続けていってほしいなと思っています。ありがとうございました。

○友利副会長　ありがとうございました。それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員　新宿公共職業安定所で専門援助第二部門と言います。障害のある方の職業紹介をしている窓口の吉田と申します。昨年の4月に着任しましたので、委員としてもこの1年間のみ、前回は初めての出席ということではありましたが、本当にいろいろな分野の方がそれぞれのお立場のお話をしてくださいましたので、私どもも知っているようで知らないことだらけだったのだなということを実感しました。

今までの皆様のお話の中にもありましたが、やはり障害者雇用を取り巻く環境というものも、かなりこの5年、10年でもものすごく変わっています。また4月からは雇用率が今の

2.3%から 2.5%に、またその 2 年後は民間企業さんの場合ですが、2.7%に引き上げをされる、かつ現状では 1 週間に 20 時間以上働いている。つまり半日の勤務だと月金で半日の勤務、働かないと雇用率というものに入れられないので、企業様はそれ以上働ける方しか採用してくださらなかったのですが、この 4 月からは週に 10 時間以上 20 時間未満の方なので、例えば 1 日 2 時間の週 5 日など、そういった働き方をされる方も、全ての障害者の方ではないです、重度の知的、身体の方と、あと精神障害の手帳をお持ちの方が全員該当するのですが、こういった方々も企業の雇用率に入ってくるということで、恐らくまた働く機会を得られる。そういった機会がかなり広がるかなというふうに感じています。

コロナの影響で非常に都内の企業の障害者求人は令和元年から 2 年に掛けて、45%ぐらい落ち込んだのですが、徐々に盛り返してきていまして、今年は恐らくまだ 1 年間の数字は出ていませんが、マイナス 1 割減ぐらいのところまで年内で盛り返しています。また、この雇用率の引き上げに伴いまして、求人はすごく増えてくると思います。ただ、やはりある程度、就労の準備性といったところが整っている方はもうとっくに働いていらっしゃる方が多い中で、私どもハローワークの登録者の方も大体 5 割から 6 割、都心部だと 6 割が精神障害の手帳をお持ちの方なのです。企業様も障害者雇用イコール車椅子の方、聞こえない方といったイメージを、やはり徐々に変えていっていただくという、本当に過渡期ではありますが、そんな中で私どもも実は 12 月 11 日の協議会のセミナーに参加をさせていただきまして、三浦先生、早田先生の話聞かせていただいて、やはり本当に基本に立ち返るということを感じた次第でした。

また異動にならなければ、来年度も是非、こういった席で皆様の話をお伺いできるのであれば非常に有り難いなと思っています。短い期間ではありましたが、ひとまずありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは河村副会長、お願いいたします。

○河村副会長 今期もお世話になりました、河村です。私も皆さんの多くがおっしゃったように、この場に参加して委員の皆さんに御縁を頂いたことに大変感謝しています。

この会は福祉分野での協議会ということではありますが、障害のある人が生きて生活していく、仕事をしていく、学校に行くということは、いわゆる狭い意味での福祉の世界の中で完結することではないので、この新宿区という非常にいろいろな資源がたくさん、企業にしろ、人々にしろ、こう豊富な社会資源がある地域かなと思うので、いわゆる地域としての新宿区の中で障害のある人が生きづらさを感じず、生活していけるような方向にこの協議会も進んでいけるといいなと思った次第です。2 年間、ありがとうございました。

○友利副会長 では、この席順でいきます。会長、お願いいたします。

○三浦会長 三浦です。会長としてすごく大所高所に立ったととてもいいことを言おうと思って準備していたのですが、先ほどの吉田委員の発言で全部飛んでしまって、急に差し換えになったと思って、この前の月曜日に名古屋から精神で通院している患者さんがいて、障害者就労しているのです。やはり、その場でうまくいかなくなってしまって、本人が休

んでしまって、本人が唯一信頼できるのはその本人が働いている部署の部長さんで、お父さんも熱心に一緒に僕の所に通ってくるのです。それで、ちょっと部長さんに会いに行くかと僕が言ったら、よろしくお願ひしますと言われて1時間だけ名古屋に行ってきたのですが、その会社に行って部長さんと話をして、やはり精神疾患特有の人間関係の感じ方など、いろいろそういうところがなかなか回りは理解ができなくて、回りは悪気がなくても本人はプレッシャーに受け取るなど、いろいろそういう齟齬があって本人は休むようになってしまったのです。

ですので、そこを僕が行って、医者なのでそういう話を強調したのです。そうしたら、なるほどと部長さんはおっしゃって、本人に直接、その部長さんとの間にいるほかの人が、本人にとってみれば辛いというコミュニケーションになるようで、部長さんと僕が話したのは次回、また名古屋に行ってその人と会いますかと話をして、ではまた我が社に来てくださいと言われて、そのときに部長さんは大分、分かってくれたみたいで話の最後に、どうせだったら本人の働いている島が6人ぐらいいるのですが、全員一緒に6人と話してくれませんかと言われて、いいですよという話をしたので、先ほどの話は障害雇用である程度ケースは限定されるかもしれないけれども、ある程度、働きやすくなる。ということは、多分、僕の仕事は増えるなとは思ってしまったのです。

一方で昔から余り訓練を積み上げて最終的に就労というよりは、なるべく早い段階で就労に行って、むしろジョブコーチや就労先の支援者さんなどがしっかりとサポートするという形のほうが、1回目の就労継続率は高いというエビデンスはアメリカなどで20年ぐらい前からあるわけで、ただ日本はどうしても安全に、石橋をたたいても渡らないので、集団護送方式みたいに、何段この階段はあるのですかみたいなステップなので、そこをもう少し研究や勉強をしたいなという感じはします。この前にセミナーにいらっしゃっていたほかの方に、そうお伝えしなければと思います。

言いたいことは忘れてしまったので、これまでの2年間、皆様にはいろいろ御理解、御協力、御尽力いただいて、ありがとうございました。また御縁がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは最後に友利からですが、私は忘れないようにメモしていたのですが、今期、一番印象的だったのは障団連の皆さんの力を借りてヒアリングを当事者の方や家族の方から実際に言葉を頂いたのは、とても心に迫ってくるものがあって、あのときに防災で知的障害の方が地面が割れたら怖いとおっしゃったのが能登でそのままになったということがすごく印象的で、何か本当に皆さんの意見をちゃんと聞いていくというのが今回はこの2年間では実現できたことがとても印象的でした。今後、もしそういう機会を作っていただけたらと思っています。

それから、個別支援会議が実は自立支援協議会ではとても重要な一つの仕事としてあって、先ほど山本委員がおっしゃられたようなことや実際のケースの検討は、この2年間はちょっとできなかったのですが、できたらやはり皆さんこれだけ専門職で御意見があって、

なおかつ障害のことを細かくいろいろな発見をしてくださっている皆さんの全体会の周知、年に3回の最後辺りで30分でも時間を取って、もしそんなことができたなら、皆さんの意見をもっと吸い取って、皆さんがもっと分かり合えるのではないかなということもちょっと考えたりもしました。

○三浦会長 こういう場でも事例について、少しみんなで。

○友利副会長 少しみんなで検討してみるということが、多分、皆さんの意見がすごく出やすいし、分かり合えるのではないかなということをちょっと考えました。

それから、そのときに私は実際は精神障害者の方の支援をしているのですが、当事者の話を学校や地域で話して、今日も実は家族会の所で当事者の方と話すのですが、そういうふうにならなくて、残酷なほど大変な精神の病など、外で話して学生さんから感想などを言われると、この経験が役に立つということですから生き生きとされる方が多いのです。やはり精神障害だと分かって話すということは、初めてだという一般の方はほとんどだと思うので、そんなこともここでももしそんな機会があれば、ヒアリングとともに当事者の方のお話を、高橋さんからいろいろな実際の生活の大変なことをいつも伺っていますが、それも含めて知的障害の方もいろいろな意見をお持ちでしょうし、そんなことができていただけたらいいなというふうに思っています。

もう一つ、シャロームさんでの研修が時間帯が変わって、慢性の人手不足で夜に出られない。前はもっと行けたのですが、ちょっと行けなくなってしまったという実態があって、今の若い世代の働き方の意識も、私のような年代の人間とはちょっと違うので、アフター5をそういうところに行くということが難しくなったり、いろいろな複合的な問題はあるのですが、夜の研修でないとなかなか行けないというジレンマがあって、いつもあっと思いついて欠席してしまうのですが、そんなことでいろいろこちらでは勉強させていただきました。また本当に御縁があったら、皆さんの貴重な御意見を伺って、もっともっと地域との連携や障害者に対する、いろいろな生きづらさを抱えた人に対する課題などをこちらで皆さんと揉んでいけるような場にさせていただけたらと思います。本当にありがとうございました。

それでは、すみません、時間が随分押してしまいましたが、4 その他で事務局の武藤さん、お願いいたします。

○事務局(武藤) 事務局よりお礼を申し上げます。令和4年4月1日から、お引き受けいただいた自立支援協議会の委員ですが、任期が本年令和6年3月31日をもって満了になります。委員の皆様の区政への貢献、誠にありがとうございます。事務局より感謝申し上げます。ありがとうございます。

任期満了に当たり、委員の改選ということで3月になりましたら、個人又は団体宛てに委員継続又は選任のお願いをさせていただきますので、今後とも御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございました。それではこれで閉会となりますが、いつもどお

りに副会長の河村先生から一言、お願いします。

○河村副会長 皆さん、今、事務局の武藤さんから御挨拶があったとおり、令和5年度第3回ですが、今期の2年間の任期としての協議会は本日で最後になります。本当に熱心に御議論いただき、御参加いただき誠にありがとうございました。以上です。

○友利副会長 以上で閉会とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。